

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

February 2025



The better the question. The better the answer. The better the world works.

EY 安永

EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- February 2025 -

個人に対するミニマムタックス税制 ～台湾における海外所得の申告・納税 と留意事項～

■ はじめに

近年、グローバル投資の方法は多様化しており、台湾に住む個人においても、海外金融商品の投資を選択することが増えています。

台湾に住む個人が、台湾境外の投資を行っている場合、海外源泉所得や台湾境外の投資から得られる配当やキャピタルゲインが発生することがあります。この場合、台湾における海外源泉所得の申告基準に達しているかどうかを判断し、申告・納税の必要があるかどうかを考慮する必要があります。また、企業においても、駐在員のみならず従業員の海外投資における申告・納税漏れの防止に努めることも重要となります。

今月のJBS NEWSLETTERでは、台湾における海外源泉所得の定義と申告方法を説明するとともに、実務事例を紹介します。個人における海外投資に対する申告・納税のご参考になれば幸いです。

■ 今回お伝えしたいポイント

- 台湾において申告が必要となる海外源泉所得とは
- 海外源泉所得の申告・納税方法
- 事例紹介 – 海外源泉所得に対する国税局の審査ポイントと要求資料の傾向

本ニュースレターの内容は、一般的な情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

個人に対するミニマムタックス税制 ～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～



台湾において申告が必要となる海外源泉所得とは

台湾における個人が海外投資を行っている場合、市場の変動、投資における運用実績に留意するだけでなく、その海外源泉所得の合計が台湾ミニマムタックス税制の申告基準に達しているか、そして、税金を納める必要があるかどうかについても留意をする必要があります。

まず、申告が必要となる海外源泉所得の定義、及びその申告方法を説明します。

海外源泉所得の定義 - どのような所得が海外所得に該当するか

まず、台湾において、一般的な海外源泉所得の項目は以下の通りです：

- 給与所得。台湾境外へ駐在期間中に受け取った給与報酬など。
- 利息所得。例えば、台湾境外の金融機関で開設した預金口座に係る利息。
- 営利所得。例えば、台湾境外で設立登記された会社への投資に係る配当。
- 財産取引所得。例えば、外国会社が発行した有価証券を売却して実現した利得。
- リース所得。例えば、台湾境外の財産をリースしたことにより取得した賃料。

このうち、特に給与所得については、以下の点にも留意が必要です。

所得税法における給与所得の認定原則によると、給与の支払地(所得の給付地)ではなく、労務や役務が提供された場所を基準にして所得の源泉が認定されます。したがって、台湾で働く個人については、この台湾における労務の対価がどこで支給されていたとしても台湾源泉所得に該当します。

また、台湾人が、駐在等によって台湾を離れ海外で働く場合には、その源泉所得は労務の提供地に応じて、台湾源泉所得、中国大陸源泉所得、及び海外源泉所得に分けられます。このうち、「台湾源泉所得」及び両岸人民關係条例に定義されている「中国大陸源泉所得」は、「中華民国源泉所得」と総称されます。中華民国源泉所得に該当しないものは、香港やマカオ地区の所得を含め、すべて海外所得の範囲に属することになります。



海外源泉所得の申告・納税方法

台湾において税務居住者に該当し、納税義務者が申告年度の個人所得税を申告する場合で、海外源泉所得がある場合には、以下のステップに従って海外源泉所得の申告が必要かどうか、さらに納税が必要となるかを判断する必要があります。

次のページ以降で、具体的な対応をステップごとに説明します。

個人に対するミニマムタックス税制 ～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～



海外源泉所得の申告・納税方法(続)

ステップ1 基本所得額の計算

所得基本税額条例(以下、ミニマムタックス税制)の規定により、申告世帯における通年の海外源泉所得がNTD100万元に達した場合、その全額を基本所得額に含める必要があるとされています。

$$\text{総合所得純額} = \text{総合所得額} - \text{免税額} - \text{控除額}$$

$$\text{基本所得額} = \text{総合所得純額} + 5\text{種類の免税所得及び控除額}(海外源泉所得を含む)$$

ステップ2 基本税額の計算

次に、海外源泉所得と他の計上すべき項目の合計金額が一定額(2024年度はNTD750万元)以上に達した場合、ミニマムタックス(つまり基本税額)の申告が必要となります。また、NTD750万元を超える部分には20%の固定税率が適用されます。

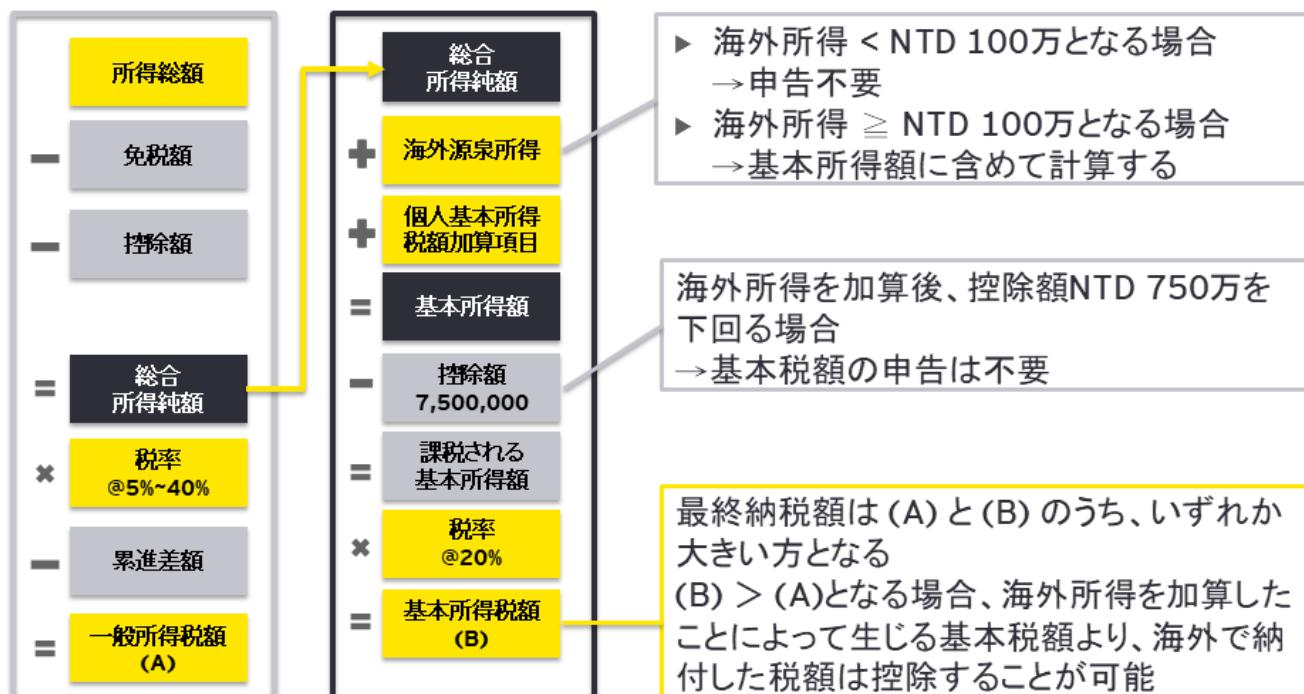
$$\text{基本税額} = (\text{基本所得額} - \text{NTD750万元}) \times 20\%$$

ステップ3 基本税額が個人所得税額を超える場合の差額補填納税

納税義務者は、ミニマムタックス税制に基づいた基本税額及び所得税法の規定に基づいた総合所得税をそれぞれ計算し、両者のうち高い税額を個人所得税として納付することが必要となります。ミニマムタックス税制の課税範囲に含まれる海外所得について、既に所得源泉国で税金を納付している場合には基本税額から控除することができますが、その控除額は、該当所得を加算することによって増加した基本所得額を超えることはできません。

個人所得税

ミニマムタックス税制



個人に対するミニマムタックス税制 ～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～



事例紹介 – 海外源泉所得に対する国税局の審査ポイントと要求資料の傾向

事例と状況の分析

台湾税務居住者であるA氏は、2024年5月に台湾の個人所得税を申告する際、台湾における総合所得純額はNTD150万元でした。A氏はさらに米国においても所得が発生しており、その所得はNTD1,300万元でした。これに対して、米国では現地の税法に基づき申告を行い税金(約NTD210万元)を納めていました。

全世界の発生所得の金額は、台湾における申告基準に達しているため、A氏は規定に基づきミニマムタックス(つまり基本税額)を台湾でも申告する必要があります。

まず、A氏が納付すべき基本所得税額はNTD140万元となります：

$$\text{基本所得税額} = (150\text{万} + 1,300\text{万} - 750\text{万}) \times 20\% = 140\text{万}$$

基本所得税額は一般所得税額よりも大きいため、基本所得税額を納付する必要があります：

$$\text{一般所得税額} = 150\text{万} \times 20\% - 14\text{万} (\text{累進差額}) = 16\text{万} < 140\text{万}$$

ただし、A氏の海外源泉所得については、既に米国にて申告・納税がなされているため、海外で既に納付した所得税の控除可能額を差し引いた後の残額はNTD0元となります。

したがって、最終的にはA氏は、一般所得税額のみを納付することになります。

国税局の審査ポイント

ポイント 1：海外所得に係る納税額の証明書類の確認

A氏が海外で既に納付した税金の控除を台湾で申告する際、米国の所得税申告書(フォーム1040)を証明書類として添付しました。しかし、国税局の担当者はその書類が最終的な申告結果ではないとして採用しませんでした。この結果、海外で既に納付した所得税の控除が適用できることになりました。実務上は、米国の納税証明書 - フォーム4506を提出する必要があります。

海外源泉所得を申告する場合で、海外で既に納付した税金の控除を申請する場合、国ごとの納税証明書の要件を国税局の担当者と事前に確認し、関連書類を早めに準備することが望まれます。

ポイント 2：他の海外源泉所得に係る確認

国税局がA氏の個人所得の基本税額を確定するにあたって、米国の所得の他に、台湾境外の所得がないか確認されました。実際、A氏は台湾境外で金融商品投資に関する指數株式型ファンド(ETF)を保有し、2023年に約NTD100万元の配当を受け取っていることが判明し、海外源泉所得の申告漏れが明らかになりました。この配当所得は海外で所得税が納められていなかったため、国税局はA氏に対してNTD20万元の追加課税を決定しました。

個人に対するミニマムタックス税制 ～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～



最後に

留意事項



近年の台湾の税務実務を見てみると、台湾境外の金融商品に投資しているケースが多く、さらにここから発生する利益が台湾で申告すべき海外源泉所得に該当することを見落としていることが見受けられます。つまり、台湾の個人所得税を申告するにあたって、台湾で申告すべき海外源泉所得がないか、基本所得額が申告基準に達しているか、これらに留意せず、結果的に海外源泉所得を申告していないケースが見受けられます。

このため、まずは台湾で申告すべき海外源泉所得の内容について把握しておくことが必要となります。

また、台湾境外に駐在しており、海外給与所得が発生している駐在員については、ミニマムタックス税制の申告基準に達する可能性が高く、台湾の個人所得税の申告にあたっては、保有する関連する海外所得を確認し、追加課税や罰則を受けることがないよう留意すべきです。

さらに、保有している台湾境外の金融商品についても留意が必要となります。特に、台湾の金融機関を通じて購入している場合、国税局はその金融機関より情報の報告を受けているため、比較的容易に発覚してしまう点に留意が必要となります。

より詳細な検討が必要な場合、弊所EY台湾の担当者にもお気軽にお問い合わせください。



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2025年1月	企業に対するミニマムタックス税制～台湾における現行実務と最新動向について～
2024年12月	台湾における不動産税制～新旧税制比較と事例を踏まえて～
2024年11月	研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項
2024年10月	営利事業者の解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点
2024年9月	旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準～事例を踏まえて～
2024年8月	期限内申告の重要性～申告の基本と過去の判例を踏まえて～
2024年7月	台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～
2024年6月	産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理
2024年5月	未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項
2024年4月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問～免税・控除額や各種優遇措置及び申告実務～
2024年3月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特定専門人材の租税優遇の適用について
2024年2月	会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項
2024年1月	営利事業所得税審査準則の一部改正

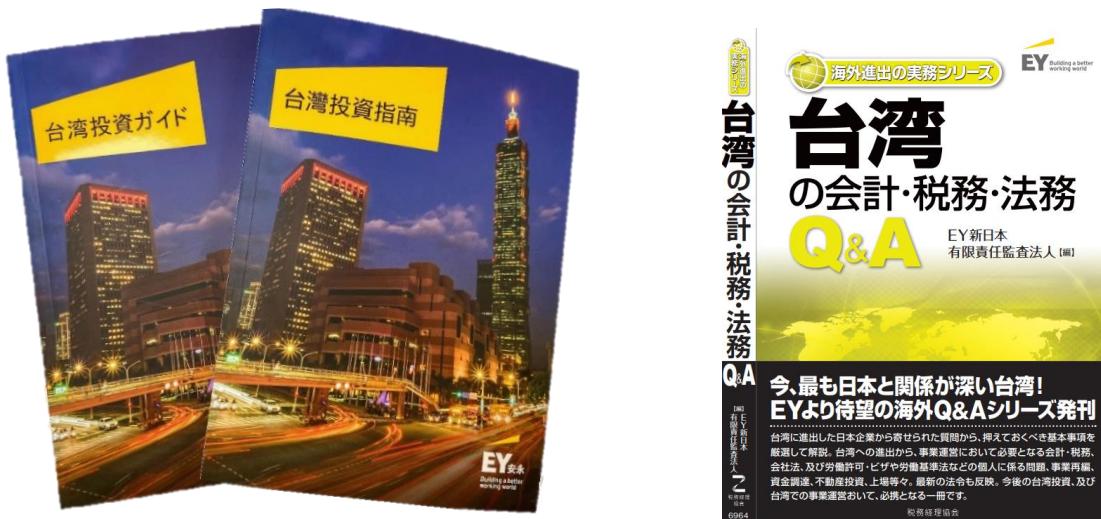
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関する書籍について



これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「**台湾投資ガイド(日本語・中文)**」、及びEY新日本有限責任監査法人より『**台湾の会計・税務・法務Q&A**』(税務経理協会、2024年)といった書籍を発刊しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2024年12月12日 2024年12月10日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日 2024年8月20日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2023年12月14日 2023年12月12日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただけますか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務
林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
michael.lin@tw.ey.com

劉惠雯 執業會計師
02 2757 8858
heidi.liu@tw.ey.com

林鈺芳 執行總監
02 2757 8888 67001
evelyn.lin@tw.ey.com

黃品棋 執行總監
02 2757 8888 67005
pingchi.huang@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理
02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

竹之内 真美 經理
02 2757 8888 20821
takenouchi.mami@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、稅務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

APAC NO.14008481
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。



EY 安永